産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業変更届について

産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第１１号）又は特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第１７号）に以下の書類を添付のうえ届け出てください。

○　添付書類

		変更内容						
		所在地 住所	社名 組織	代表者	役員 株主	車両	車庫	その他
添付書類	許可証の写し	○	○	○	○	○	○	ご相談ください
	登記簿謄本（申請者が法人）	○	○	○	○			
	住民票　（申請者が個人） （本籍の記載のあるもの） （マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）	○						
	誓約書			○	○			
	（役員の）住民票（注1） （本籍の記載のあるもの） （マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）			○	○(新任分)			
	全車両一覧表					○		
	自動車車検証の写し （電子化されている場合は自動車検査証記録事項）					○（増車分）		
	車両の写真					○（増車分）		
	車庫の案内図（注2）					○（増車の場合）	○	
	車庫の賃貸借契約書写し（自己所有は登記簿謄本）						○	
	その他の書類	必要に応じて添付していただくことがあります。						
備考		許可証の書き換えあり			許可証の書き換えなし			

注１　今回新たに役員として登記された方が対象となります。

注２　登録車両の総数が増えた場合に添付してください。

○　提出部数は、提出用１部と申請者控え１部の計<u>２部</u>です。申請者控えはコピーでも結構です。

○　<u>郵送で届出を行う場合</u>には、申請者控えをお返しするための返信用封筒（必要な郵便料金分の切手を貼付したもの）を同封してください。

○　<u>住所変更</u>、<u>代表者変更</u>、<u>社名変更</u>等の場合は<u>許可証の書き換え</u>となるため、新たに許可証を交付することとなります。

郵送による許可証の受領を希望される場合は、返信用封筒（簡易書留で必要な金額の切手を貼付したもの）をあわせて添付してください。

○　問合せ先

所在地　〒252－5277
神奈川県相模原市中央区中央２－１１－１５
担当課　相模原市　環境経済局　廃棄物指導課（市役所本館５階）
電　話　042-769-8335（直通）　ＦＡＸ　042-769-4445
mail　haikibutu@city.sagamihara.kanagawa.jp
受付時間　８：30～12：00　13：00～17：15
閉庁日　土・日曜日、祝日年末年始（12月29日～1月３日）
交　通　ＪＲ横浜線相模原駅から徒歩で15分　バスで５分「市役所前」下車すぐ